2026/10/28

リトルハウス通信

先月のリトルハウス通信では、「精神障害者の自己決定　―意思決定支援におけるソーシャルワーカーとの関係性―」（大谷京子：2023）という論文をご紹介すると共に、論文に記されている「自己決定の尊重」という概念の限界について触れさせて頂きました。そして今月のリトルハウス通信では、この「自己決定の尊重」という概念が抱える限界に対し、いかに向き合っていくかについて、論文を引用しながら考えていきたいと思います。

大谷は論文の中で意思決定支援という概念を提示しています。この意思決定支援とは「クライエントの自己決定を尊重するための手段でありプロセス」である旨を述べており、言い換えれば「些細なことから人生に影響する大きな決断まで」本人の意思や選好を尊重する意思決定を積み重ねた結果、「自己決定の尊重」がかたち作られていく、ということだと私は解釈しました。この「意思決定支援」を積み重ねた先に「当事者の自己決定」があるとするならば、当事者に対して「意思決定支援」をより繊細に伴走をしていくことが大切なのではないでしょうか。大谷は本論の中で「意思決定支援」は、当事者と支援者の「パートナーシップの中で構築される SDM が重要」である旨を説いています。SDM とは「共同意思決定」のことで、元々医療領域から始まった概念です。当事者と支援者がそれぞれの知識や希望を持ち寄り、一緒に支援の方針を決定していくプロセスを指します。支援者が一方的な決定をするわけでもなく、だからといって当事者だけに判断を任せるのでもなく、双方が話し合いながら納得できる選択を目指すものです。大谷はこのパートナーシップを「クライエントの自己決定の権利を尊重する取り組み」と表現しています。

しかし注意しなければならない点があります。それは支援者がクライエントの意思決定に関与することで「積極的に支援しようとすればするほど、影響力が強まり、保護や干渉に転化する可能性」があるということです。それを抑止するためにも支援者は常に、支援者としての「存在の意味」を内省する必要があるでしょう。その内省とは、支援者と当事者の間には「力の不均等は厳然としてある」ということをしっかり認識し続けるということではないでしょうか。大谷は当論文の締めくくりとして、支援者は当事者に対し『常に「私で良いのか」認めてもらう立場にいることをわきまえておくことが不可欠だろう』と述べています。

即ち当事者による意志決定及び、その積み重ねの結果としての自己決定は、非常に尊い概念であると同時に、容易に損なわれうる危うさや脆さもはらんでいるということです。当事者は環境によって侵害されていることに気づきずい場合が多く、また、支援者は侵害していることにも無自覚になりやすいような、非常に繊細な概念です。だからこそ、意思決定及び自己決定を促す立場にいる支援者の意識が常に問われる必要があると私は考えます。

■参考文献

大谷京子（2023）精神障害者の自己決定　―意思決定支援におけるソーシャルワーカーとの関係性―　人間福祉学研究　第 16 巻第 1 号